

安曇野市子ども・子育て支援事業計画（案）

（策定に向けた検討資料）

平成26年9月

安 曇 野 市

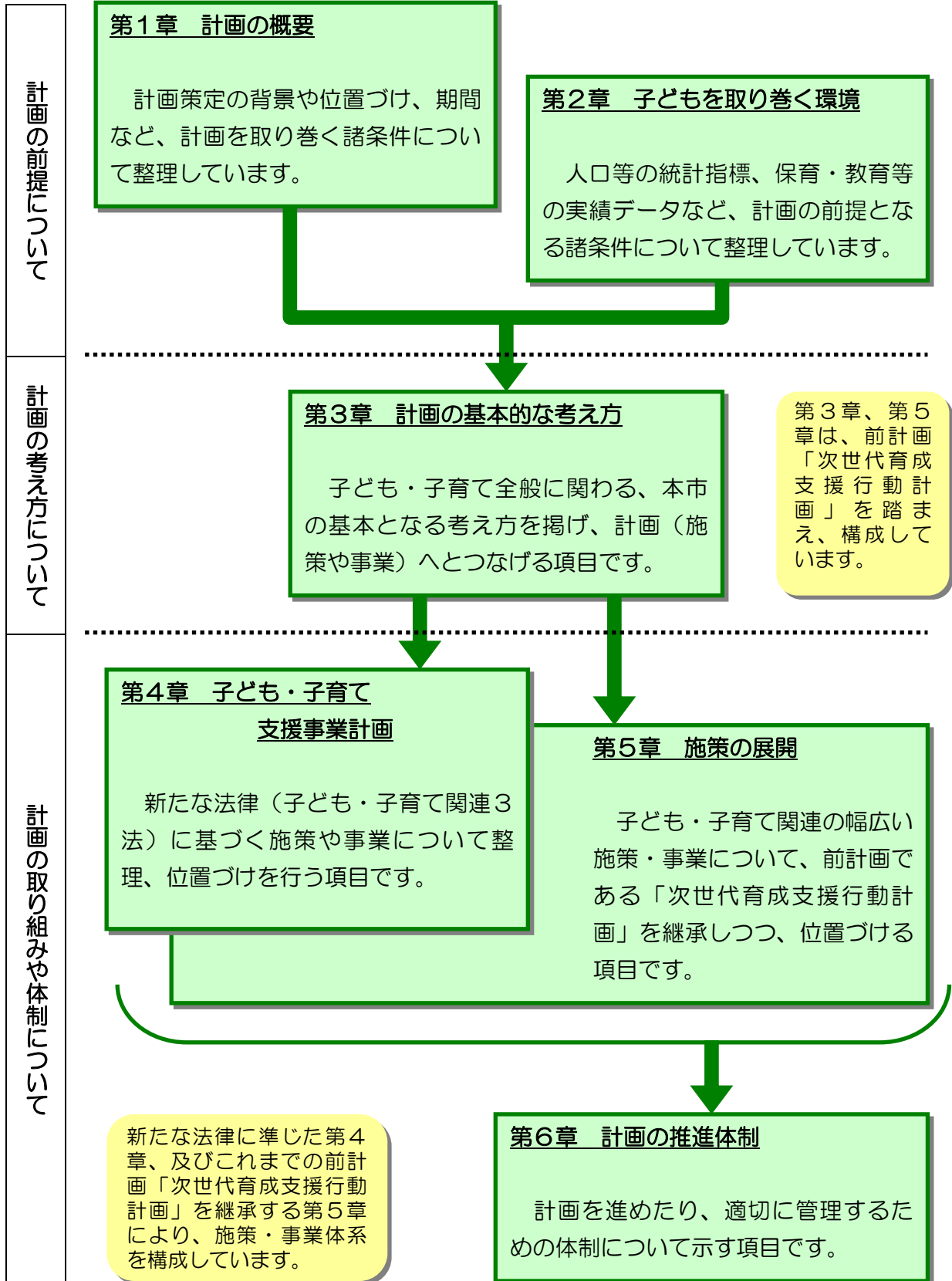
— 目 次 —

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
(1) 安曇野市子ども・子育て会議.....	3
(2) 実態・要望等の把握.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	12
1 人口・世帯等の推移.....	12
(1) 人口・世帯.....	12
(2) 人口動態.....	14
(3) 世帯の状況.....	14
(4) 就業の状況.....	15
2 教育・保育等の状況.....	16
第3章 計画の目標.....	18
1 理念と目標.....	18
(1) 基本理念.....	18
(2) 基本目標.....	18
2 計画の規模や区域.....	20
(3) 人口推計.....	20
(4) 教育・保育提供区域.....	20
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	21
1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等.....	21
2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等.....	23
(1) 利用者支援事業 <新規事業>.....	24
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	24
(3) 妊婦健康診査.....	25
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	25
(5) 養育支援訪問事業及びその他要支援児童要保護児童の支援に資する事業.....	26
(6) 子育て短期支援事業.....	27
(7) ファミリー・サポート・センター事業.....	28
(8) 延長保育事業.....	28
(9) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育.....	29
(10) 病児・病後児保育事業.....	30
(11) 放課後児童クラブ.....	31
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <新規事業>.....	32
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 <新規事業>.....	32

3 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等.....	33
(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	33
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携.....	33
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	33
第5章 施策の展開.....	34
基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり.....	34
(1) 安全な妊娠・出産への支援.....	34
(2) 乳幼児と母親への健康支援.....	35
基本目標2 子育てを支援する仕組みづくり.....	36
(1) 児童福祉サービスの充実.....	36
(2) 経済的支援の充実.....	37
(3) 障害児支援の充実.....	38
(4) ひとり親家庭への支援.....	39
(5) 児童虐待への対応といじめ・不登校対策等の充実.....	39
基本目標3 次代を担うたくましい人づくり.....	41
(1) 学校教育の充実.....	41
(2) 家庭教育の充実と青少年の健全育成.....	42
基本目標4 子育てを支える環境づくり.....	44
(1) 子育てしやすいまちづくり.....	44
(2) 仕事と生活との調和.....	45
第6章 計画の推進体制.....	46
1 推進体制.....	46
2 計画の進行管理.....	46

＜本計画の目次構成フロー＞

本計画の目次として構成する各章は、それぞれ、次のような内容や関係性を持つものです。



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に図るための「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に公布され、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されることとなりました。

一方、本市では次世代育成支援法に基づき、合併する直前の平成17年3月に、旧5町村（豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町）が共同で「次世代育成支援行動計画・前期計画（平成17～21年度）」を、その後、平成22年3月には「同・後期計画（平成12～26年度）」を策定、その推進を図ってきました。

新制度においては、市町村が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、計画を策定することが義務づけられていることから、平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各施策を推進していくこととなります。

そのため、これまでの前計画に基づく取組を踏まえつつ、子育てや保育ニーズの調査を行い、需要や要望を把握したうえで、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援事業計画をここに策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子ども・子育て支援に関わる基本的方向や事業の概要を明らかにし、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画となる「第1次安曇野市総合計画」「次世代育成支援行動計画」を踏まえるとともに、国の「子ども・子育て会議」等の動向を参考とし、その他、教育・福祉やまちづくり等の関連する計画などと整合性をもたせて策定するものです。

◆「子ども・子育て関連3法」とは・・・

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律

の3法からなり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るために制定されたものです。

◆子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を期間とします。
なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

◆計画の期間

年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
ニーズ調査	<input type="checkbox"/> 実施											
安曇野市 子ども・子育て 支援事業計画		<input type="checkbox"/> 策定	■	■	■	■	■					
次期計画 (予定)								■	■	■	■	■

4 計画の策定体制

(1) 安曇野市子ども・子育て会議

平成27年4月に施行となる、子ども・子育て支援に関する新たな制度のもとでの事業計画の策定・進捗管理などについて、保護者の方や子ども・子育て支援の関係者などのご意見をうかがい、本市の実情を踏まえた施策の推進につなげていくことを目的としています。

委員は、学識経験者、子ども関係団体の代表、教育・保育の関係者、子どもの保護者などにより構成されています。

(2) 実態・要望等の把握

子育て家庭や子どもの生活実態や要望等を把握するため、平成25年度に就学前児童（保護者）を対象とした子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しました。

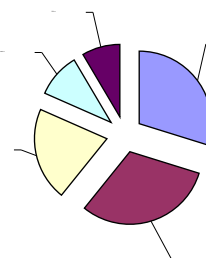
調査実施の概要については、以下のとおりです。

●調査対象の母数と抽出方法、調査内容等

未就学児童調査	
調査対象者	市内に居住する、0～5歳までの就学前のお子さんの中から無作為抽出。
調査期間	平成26年2月9日～2月24日
調査方法	郵送法（配布、回収）
配布件数	2,000件
有効回収件数	1,124件
有効回収率	56.2%

●居住地区

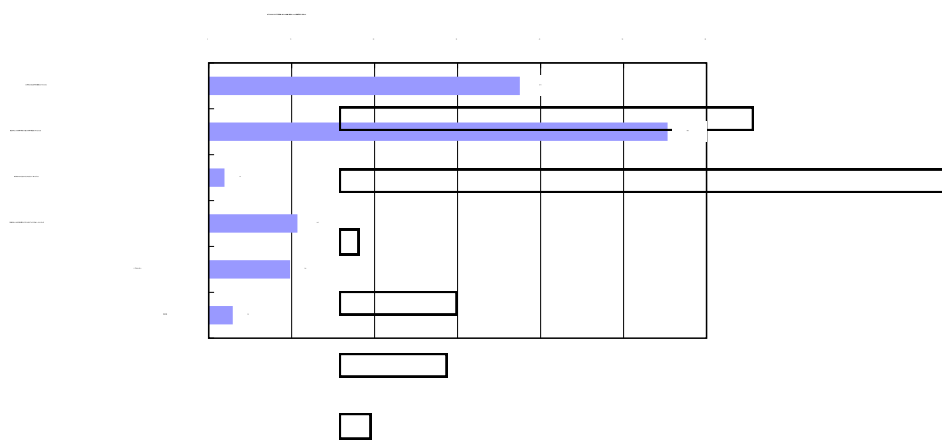
	回答数	割合(%)
豊科	335	29.8
穂高	348	31.0
三郷	234	20.8
堀金	111	9.9
明科	96	8.5
無回答	0	0.0
回答者総数(%ベース)	1,124	100



「穂高」が31.0%と最も多く、次いで「豊科」29.8%、「三郷」20.8%、「堀金」9.9%、「明科」8.5%となっています。これらは、地区の「0～14歳」人口の比率とほぼ等しくなっています。

●日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無

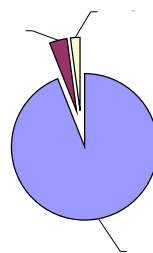
	回答数	割合(%)
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	422	37.5
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	622	55.3
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	21	1.9
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	120	10.7
いずれもない	110	9.8
無回答	33	2.9
回答者総数(%ベース)	1,124	100



「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 55.3%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 37.5%で、合わせておよそ 90%が「祖父母等の親族」に支援を期待できる状況です。一方、「いずれもない」が 9.8% (110 人) 見られます。

●気軽に子育ての相談ができる人や場所の有無

	回答数	割合(%)
いる/ある	1,056	94.0
いない/ない	44	3.9
無回答	24	2.1
回答者総数(%ベース)	1,124	100

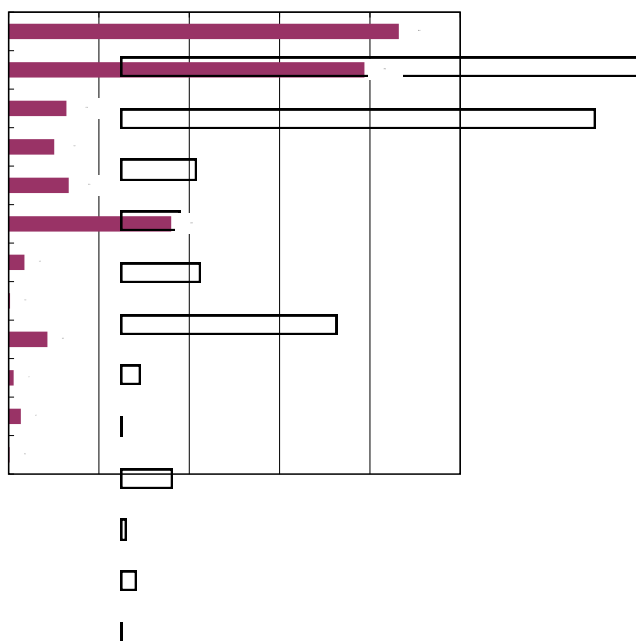


「いる/ある」が94.0%となっています。

●子育ての相談先

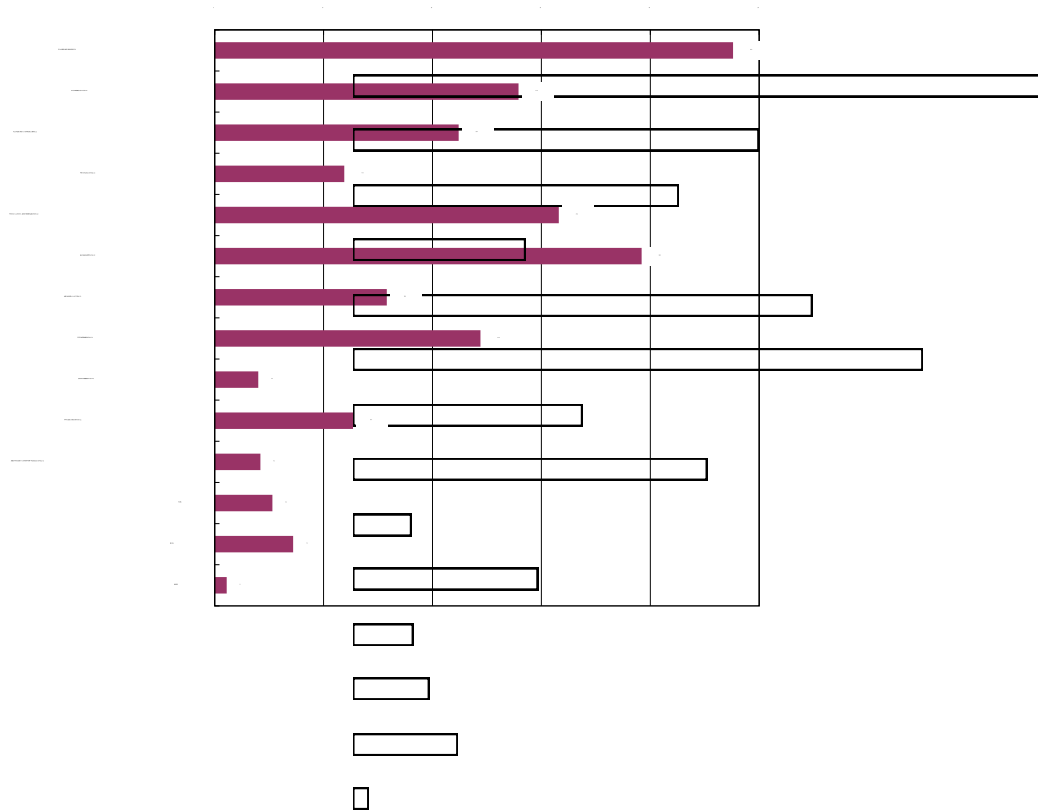
	回答数	割合(%)
祖父母等の親族	912	86.4
友人や知人	832	78.8
近所の人	135	12.8
子育て支援施設(児童館等)・NPO	107	10.1
保健センター	140	13.3
保育士(保育所)	380	36.0
幼稚園教諭	37	3.5
民生委員・児童委員	3	0.3
かかりつけの医師	91	8.6
市の子育て相談窓口	12	1.1
その他	29	2.7
無回答	2	0.2
回答者総数(%ベース)	1,056	100

「祖父母等の親族」が86.4%、「友人や知人」が78.8%と多く、次いで「保育士」36.0%となっています。



●子育ての悩みや不安

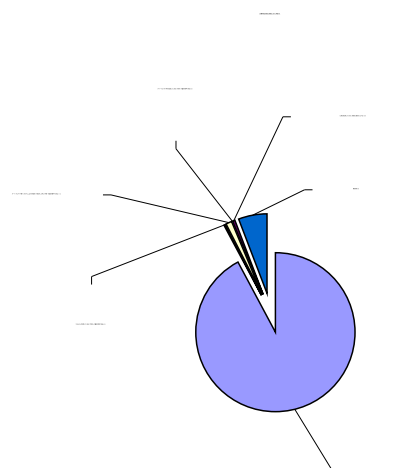
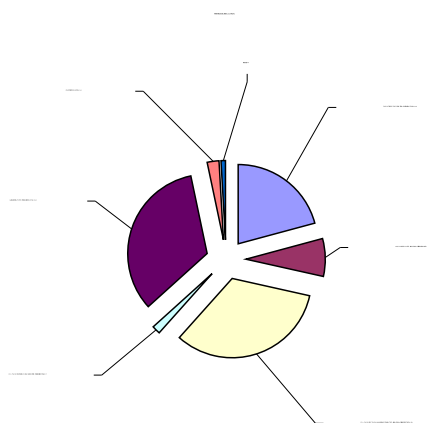
	回答数	割合(%)
子どもの病気や発育・発達に関すること	535	47.6
子どもとの時間を十分にとれないこと	314	27.9
子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること	252	22.4
子育ての方法がよくわからないこと	134	11.9
子育てのストレスがたまって、身体的・精神的な疲れが大きいこと	355	31.6
自分の自由な時間がもてないこと	441	39.2
仕事や仕事探しが十分にできないこと	178	15.8
子育ての経済的負担が大きいこと	274	24.4
話し相手や相談相手がいないこと	45	4.0
子育てに関しての協力者が少ないこと	143	12.7
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからないこと	47	4.2
その他	60	5.3
特になし	81	7.2
無回答	12	1.1
回答者総数(%ベース)	1,124	100



子育ての悩みや不安としては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も多く47.6%で約半数、次いで「自分の自由な時間がもてないこと」が39.2%、「子育てのストレスがたまって、身体的・精神的な疲れが大きいこと」が31.6%となっています。一方、「子育ての経済的負担が大きいこと」24.4%、「仕事や仕事探しが十分にできないこと」15.8%など家計の上での心配も決して少なくはありません。

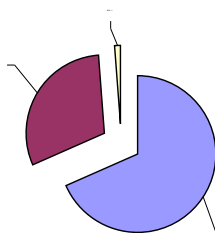
●母親や父親の就労状況

	母親		父親	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している	234	20.8	1,037	92.3
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	87	7.7	3	0.3
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している	372	33.1	13	1.2
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	19	1.7	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	375	33.4	6	0.5
これまで就労したことがない	27	2.4	0	0.0
無回答	10	0.9	65	5.8
回答者総数(%ベース)	1,124	100	1,124	100



●定期的な教育・保育事業の利用の有無

	回答数	割合(%)
利用している	769	68.4
利用していない	342	30.4
無回答	13	1.2
回答者総数(%ベース)	1,124	100



「利用している」が 68.4%です。「利用していない」も 30.4% (342 人) と一定割合を占めています。

●定期的にご利用している教育・保育事業

	回答数	割合(%)
幼稚園	49	6.4
幼稚園の預かり保育	1	0.1
認可保育所	673	87.5
認可外の保育施設	25	3.3
事業所内保育施設	13	1.7
認定こども園	1	0.1
小規模な保育施設	2	0.3
家庭的保育	2	0.3
居宅訪問型保育	1	0.1
ファミリー・サポート・センター	10	1.3
その他	5	0.7
無回答	3	0.4
回答者総数(%ベース)	769	100

「認可保育所」が 87.5%とほとんどを占めています。

●子育て支援事業の認知状況

	A 知っている					
	はい		いいえ		無回答	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	925	82.3	125	11.1	74	6.6
②保健センターの情報・相談事業	921	81.9	128	11.4	75	6.7
③家庭教育に関する学級・講座	355	31.6	714	63.5	55	4.9
④教育相談室	313	27.8	760	67.6	51	4.5
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	845	75.2	212	18.9	67	6.0
⑥子育ての総合相談窓口	491	43.7	579	51.5	54	4.8
⑦市発行の子育て支援情報誌	523	46.5	549	48.8	52	4.6

●子育て支援事業の利用状況

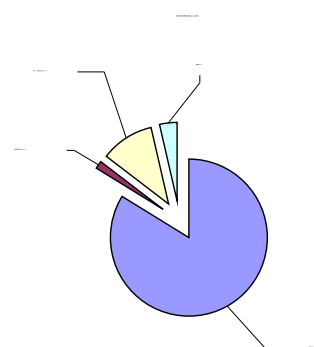
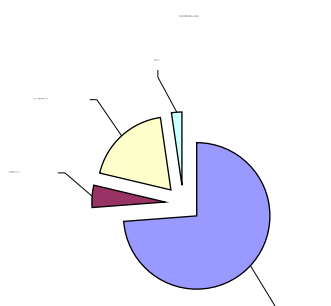
	B これまで利用したことがある					
	はい		いいえ		無回答	
	回答数	割合(%)	回答数	回答数	割合(%)	回答数
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	735	65.4	330	29.4	59	5.2
②保健センターの情報・相談事業	698	62.1	367	32.7	59	5.2
③家庭教育に関する学級・講座	157	14.0	857	76.2	110	9.8
④教育相談室	49	4.4	947	84.3	128	11.4
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	466	41.5	574	51.1	84	7.5
⑥子育ての総合相談窓口	70	6.2	939	83.5	115	10.2
⑦市発行の子育て支援情報誌	350	31.1	664	59.1	110	9.8

●子育て支援事業の利用意向

	C 今後利用したい					
	はい		いいえ		無回答	
	回答数	割合(%)	回答数	回答数	割合(%)	回答数
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	463	41.2	511	45.5	150	13.3
②保健センターの情報・相談事業	615	54.7	360	32.0	149	13.3
③家庭教育に関する学級・講座	497	44.2	493	43.9	134	11.9
④教育相談室	480	42.7	505	44.9	139	12.4
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	588	52.3	414	36.8	122	10.9
⑥子育ての総合相談窓口	516	45.9	477	42.4	131	11.7
⑦市発行の子育て支援情報誌	734	65.3	260	23.1	130	11.6

●土日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

	土曜		日曜・祝日	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
利用する必要はない	830	73.8	941	83.7
ほぼ毎週利用したい	55	4.9	18	1.6
月に1～2回は利用したい	213	19.0	124	11.0
無回答	26	2.3	41	3.6
回答者総数(%ベース)	1,124	100	1,124	100



土曜については、「月に1～2回は利用したい」が 19.0% (213 人)、「ほぼ毎週利用したい」が 4.9% (55 人) となっています。

日曜・祝日については、「月に1～2回は利用したい」が 11.0% (124 人)、「ほぼ毎週利用したい」が 1.6% (18 人) となっています。

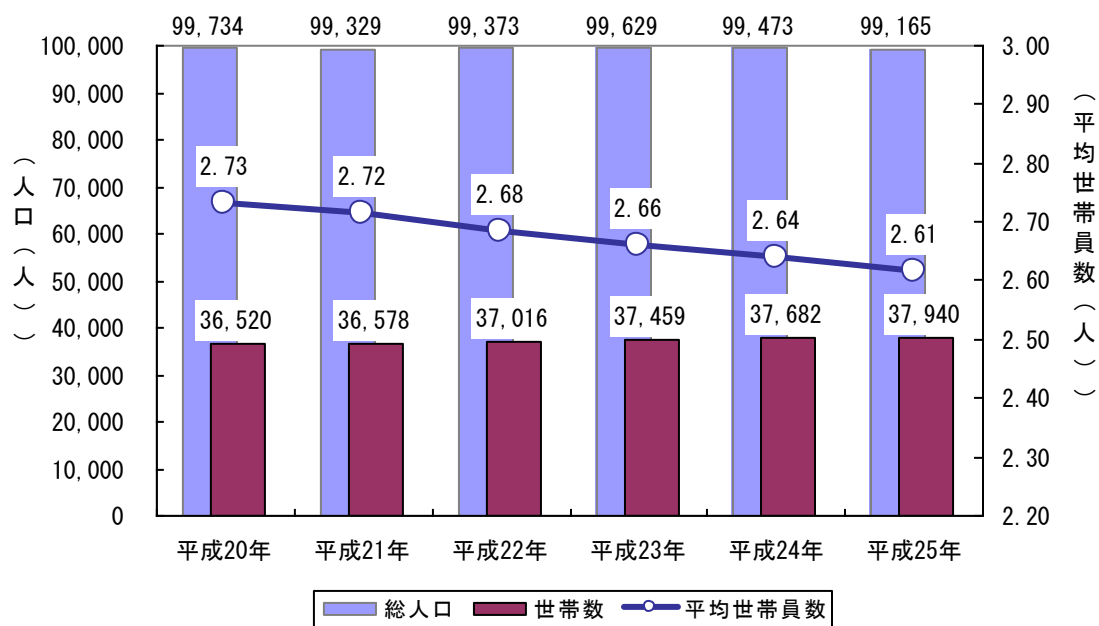
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の推移

(1) 人口・世帯

本市の人口は近年、おおむね横ばい、または緩やかな減少傾向での推移となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、平均経性人員は緩やかな減少を続けています。

◆総人口・世帯数・平均世帯員数の推移



	総人口	世帯数	平均世帯員数
平成15年	94,970	32,183	2.95
平成16年	95,539	32,609	2.93
平成17年	98,922	35,087	2.82
平成18年	99,196	35,550	2.79
平成19年	99,588	36,172	2.75
平成20年	99,734	36,520	2.73
平成21年	99,329	36,578	2.72
平成22年	99,373	37,016	2.68
平成23年	99,629	37,459	2.66
平成24年	99,473	37,682	2.64
平成25年	99,165	37,940	2.61

資料：住民基本台帳(外国人を含む)(各年10月1日現在)

人口を年齢別に見ると、若年世代が減少し高齢者世代が増加する、少子高齢化が進んでいる様子がうかがえます。5歳階級別に見た場合では特に、0～4歳等、幼年期の人口が少ない状況があらわれています。

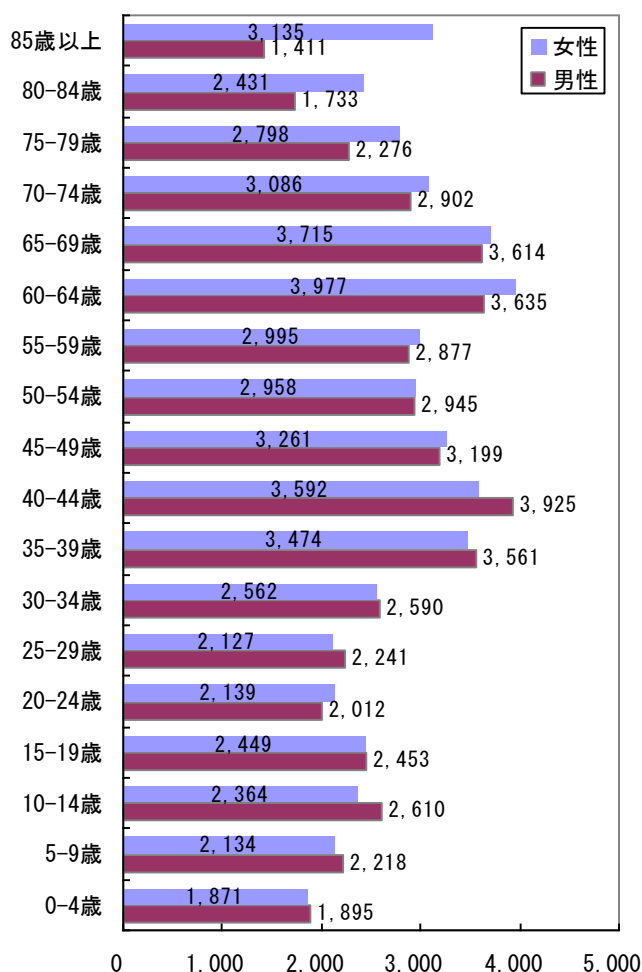
◆年齢3区分別人口の推移

		0-14歳	15-64歳	65歳以上
実数	平成15年	13,810	60,096	21,058
	平成20年	14,025	61,970	23,739
	平成25年	13,092	58,972	27,101
構成比	平成15年	14.5%	63.3%	22.2%
	平成20年	14.1%	62.1%	23.8%
	平成25年	13.2%	59.5%	27.3%

資料：住民基本台帳(外国人を含む)(各年10月1日現在)

◆男女別5歳階級別人口(平成25年10月1日)

	男性	女性
0-4歳	1,895	1,871
5-9歳	2,218	2,134
10-14歳	2,610	2,364
15-19歳	2,453	2,449
20-24歳	2,012	2,139
25-29歳	2,241	2,127
30-34歳	2,590	2,562
35-39歳	3,561	3,474
40-44歳	3,925	3,592
45-49歳	3,199	3,261
50-54歳	2,945	2,958
55-59歳	2,877	2,995
60-64歳	3,635	3,977
65-69歳	3,614	3,715
70-74歳	2,902	3,086
75-79歳	2,276	2,798
80-84歳	1,733	2,431
85歳以上	1,411	3,135



資料：住民基本台帳(外国人を含む)

(2) 人口動態

本市の人口動態（人口増減の内訳）を見ると、自然動態（出生・死亡）については、死亡数が出生数を上回る自然減が続き、社会動態（転入・転出）については、年ごとに社会増、あるいは社会減となっている状況があらわれています。少子化により自然減が続く一方、転入・転出はその時々での経済状況や開発動向等にも影響を受けるものであり、今後もこうした傾向が続いていくことも想定されます。

◆人口動態

	自然動態			社会動態			合計
	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減	
平成 20 年	752	920	-168	3,295	3,229	66	-102
平成 21 年	712	964	-252	3,029	3,227	-198	-450
平成 22 年	796	963	-167	3,036	3,735	-699	-866
平成 23 年	713	1,001	-288	3,197	2,773	424	136
平成 24 年	671	935	-264	3,354	3,115	239	-25
平成 25 年	663	1,022	-359	3,324	3,307	17	-342

資料：住民基本台帳

(3) 世帯の状況

世帯数全体のうち、2世代による核家族世帯の占める割合は6割近くとなっています。また、18歳未満の子どもがいる世帯は3割近く、6歳未満の子どもがいる世帯は1割程度となっています。

◆世帯の状況（1）

		総世帯数	一般世帯	核家族世帯	3世代世帯
実数	平成 17 年	32,743	32,699	18,709	5,404
	平成 22 年	34,185	34,096	20,074	4,683
構成比	平成 17 年	—	100.0%	57.2%	16.5%
	平成 22 年	—	100.0%	58.9%	13.7%

資料：国勢調査

◆世帯の状況（2）

		一般世帯	18歳未満の子ども がいる世帯	6歳未満の子ども がいる世帯
実数	平成 17 年	32,699	9,489	3,918
	平成 22 年	34,096	9,449	3,669
構成比	平成 17 年	100.0%	29.0%	12.0%
	平成 22 年	100.0%	27.7%	10.8%

資料：国勢調査

(4) 就業の状況

就業者数を産業別に見ると、第3次産業の占める割合が6割程度と最も多く、特に女性においてその傾向が顕著となっています。

◆産業分類別就業者数

		総数	男性	女性
実数	総数	49,401	27,677	21,724
	第1次産業	4,281	2,485	1,796
	第2次産業	13,713	9,655	4,058
	第3次産業	28,647	13,985	14,662
	分類不能	2,760	1,552	1,208
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%
	第1次産業	8.7%	9.0%	8.3%
	第2次産業	27.8%	34.9%	18.7%
	第3次産業	58.0%	50.5%	67.5%
	分類不能	5.6%	5.6%	5.6%

資料：平成22年国勢調査

2 教育・保育等の状況

本市における教育・保育環境等の状況、事業の実施状況等については次のとおりとなっています。

◆市内保育園児数の推移

	合計	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児
平成21年	2,297	222	526	743	806
平成22年	2,318	266	576	723	753
平成23年	2,342	276	566	755	745
平成24年	2,341	271	578	717	775
平成25年	2,292	332	529	709	722
平成26年	2,350	341	633	659	717

資料:安曇野市(各年4月現在)

◆延長・一時預かり・土曜保育の状況

	長時間保育	一時預かり保育	土曜保育
平成21年	584	15	18
平成22年	647	20	28
平成23年	602	33	24
平成24年	620	34	36
平成25年	646	50	26
平成26年	701	41	20

資料:安曇野市(各年4月現在)

◆市内幼稚園児数の推移

	園児数
平成21年	134
平成22年	124
平成23年	112
平成24年	119
平成25年	130
平成26年	125

資料:安曇野市(各年4月現在)

◆児童クラブ加入人数の推移

	登録者数
平成 20 年	395
平成 21 年	587
平成 22 年	641
平成 23 年	687
平成 24 年	778
平成 25 年	797
平成 26 年	804

(平成26年値は7/10現在)

資料:安曇野市(各年8月31日現在)

第3章 計画の目標

1 理念と目標

(1) 基本理念

「心の豊かさに満ちた地域福祉社会づくり」



この計画の理念である「心の豊かさに満ちた地域福祉社会づくり」は、すべての人が安心して生活が送れるよう、個人、家庭、地域、団体、行政が協働して暮らしやすい社会をつくるという地域福祉の考えに基づいています。この理念に基づき、次世代育成へのさまざまな取り組みを進めることによって、将来像である「子育て世代を支えるまち」の実現を図っていきます。

このことにより長期的には子どもと子育て世代の増加に結びつき、本市の少子化に歯止めをかけることをめざすものです。

(この理念は、本計画の任意記載事項となる理念等の考え方について、前計画である次世代育成支援行動計画から継承し、本市における子ども・子育て支援につながる基本的な考え方として位置づけるものです。)

(2) 基本目標

基本理念の実現を図るため、本計画では、4つの基本目標を設定し、母子保健対策、児童福祉サービスの提供、学校教育、家庭教育や青少年健全育成、子育てしやすいまちづくり、ワーク・ライフ・バランスの確保など、次世代育成に係る広範な施策を体系化し、総合的な観点から、効果的に子ども・子育て支援の取り組みを進めることとしています。

基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり

安心して子どもを産み、健康に育てることができるよう、産科・小児科医療体制の確保、安全な妊娠・出産への支援を行うとともに、乳幼児と母親への健康支援を図り、「健やかに産み育てる環境づくり」を進めます。

基本目標2 子育てを支援する仕組みづくり

保育ニーズの量的な拡大や多様化に対応した保育サービスの提供など、児童福祉サービスの充実とともに、子育て世帯に対する経済的支援の充実を図ります。また、障害やひとり親のほか、支援を必要とする子どもや世帯に対し、障害児支援の充実やひとり親家庭への支援、児童虐待への適切な対応を図るなど、「子育てを支援する仕組みづくり」を進めます。

基本目標3 次代を担うたくましい人づくり

恵まれた自然環境の中でのびのびと心豊かな子どもが育つよう、学校教育の充実を図ります。また家庭教育への支援と青少年の健全育成を図り、安曇野市の「次代を担うたくましい人づくり」を進めます。

基本目標4 子育てを支える環境づくり

安曇野市での子育てが、安全で快適なものとなるよう、施設のバリアフリー化等、子育てしやすいまちづくりを目指します。また事業所や地域社会が一体となって家庭を応援し、将来に夢のもてる暮らしが実現できるよう、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、全市的な「子育てを支える環境づくり」を進めます。

（この基本目標は、理念等の考え方に基づき、前計画である次世代育成支援行動計画から継承したものであり、今後の検討によって、変わる場合があります。）

2 計画の規模や区域

(3) 人口推計

本計画における施策・事業等を検討するにあたり、その前提となる人口規模については、計画期間内における子どもの推計人口として次のように想定しています。

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	696	690	680	669	658
1 歳	726	717	710	700	688
2 歳	701	737	727	720	710
3 歳	764	713	749	740	732
4 歳	840	775	722	759	749
5 歳	770	845	779	726	763
6 歳	839	784	859	793	739
7 歳	851	842	786	862	795
8 歳	896	856	847	791	867
9 歳	892	906	865	856	800
10 歳	914	896	910	869	860
11 歳	957	916	898	911	870

(4) 教育・保育提供区域

本計画では、安曇野市の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定します。

本市においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全市を1区域とし、設定します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等

保育所、幼稚園、認定こども園等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型に関する、平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

○1年目（平成27年度）

*確保内容（施設）については、現状施設の利用とし、3～5歳において確保内容を上回る定員については、特例給付として認可保育所に対応する。

項目	保育認定	1号		2号		3号	
	保育の必要性	なし		あり		あり	
	事業	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		656	6	1,712	439	75	
②確保の内容							
認可保育所・幼稚園		194	6	1,612	389	55	
認可外保育施設		0	0	70	30	10	
地域型保育事業		0	0	0	0	0	
事業所内保育事業		0	0	30	20	10	
②-①		▲462	0	0	0	0	

○2年目（平成28年度）

*アルプス保育園（公立）の施設整備により認可保育所の定員増となるが、3～5歳において確保内容を上回る定員については、前年同様、特例給付として認可保育所に対応する。

項目	保育認定	1号		2号		3号	
	保育の必要性	なし		あり		あり	
	事業	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		646	6	1,681	447	75	
②確保の内容							
認可保育所・幼稚園		194	6	1,581	397	55	
認可外保育施設		0	0	70	30	10	
地域型保育事業		0	0	0	0	0	
事業所内保育事業		0	0	30	20	10	
②-①		▲452	0	0	0	0	

○3年目（平成29年度）

* 公立保育所の一部認定こども園化により、量の見込み値に対し、全園児分の確保（施設対応）が可能

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		622	6	1,622	442	73
②確保の内容						
	認可保育所・幼稚園	622	6	1,522	392	53
	認可外保育施設	0	0	70	30	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業	0	0	30	20	10
②-①		0	0	0	0	0

○4年目（平成30年度）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		616	6	1,603	437	74
②確保の内容						
	認可保育所・幼稚園	616	6	1,503	387	54
	認可外保育施設	0	0	70	30	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業	0	0	30	20	10
②-①		0	0	0	0	0

○5年目（平成31年度）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		620	6	1,618	431	71
②確保の内容						
	認可保育所・幼稚園	620	6	1,518	381	51
	認可外保育施設	0	0	70	30	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業	0	0	30	20	10
②-①		0	0	0	0	0

○推進体制の確保

認定子ども園については、事業者動向等も勘案しながら、その設置促進に努め、平成29年に公立保育所を中心に、一部認定こども園化を進めます。教育・保育ニーズの多様化に対応するための中核的施設として、今後も充実確保に取り組んでいきます。

2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等

一時預かり、延長保育、地域子育て支援事業、ファミリーサポートセンター等についての平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

なお、各事業については、法定13事業としての区分、及びそれぞれの種別として、次のように位置づけられます。

○地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業 ＜新規事業＞	—	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○			
(3) 妊婦健康診査	妊婦健康診査				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業	養育支援訪問事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	子育て支援ショートステイ事業			○	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業			○	
(8) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(9) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育	一時預かり事業			○	
(10) 病児・病後児保育事業	—			○	
(11) 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業＜新規事業＞	—				○
(13) 多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業＜新規事業＞	—				○

(1) 利用者支援事業 <新規事業>

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。(主な担当課：子ども支援課)

[単位：箇所]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		30	30	30	30	30
②確保の内容		30	30	30	30	30
②-①		0	0	0	0	0

【施策の方向】

- ①市内19保育所・2幼稚園及び9児童館にて随時利用者支援を行なっていく。
- ②上記施設への子育て支援にかかる各種最新情報のとりまとめ・提供については、児童係を主とする。また、相談・助言業務にあたる職員との情報交換・研修等も必要に応じて行なっていくものとする。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。(主な担当課：子ども支援課)

[単位：人回/月]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		12,341	12,463	12,306	12,144	11,952
②確保の内容		55,890	55,890	55,890	55,890	55,890
②-①						

【施策の方向】

- ①子育て支援拠点事業として現在市内9児童館で実施している「キッズパーク」を継続して実施していく。≪0歳、1歳、2歳親子 各30組で年間69回の実施≫

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査に対する公費助成を行う。妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票（妊婦健診14回分）を交付する事業です。

（主な担当課：健康推進課）

[単位：回]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要利用定員等総数）		8,282	8,211	8,092	7,961	7,830
②確保の内容		8,282	8,211	8,092	7,961	7,830
②－①		0	0	0	0	0

【確保内容】

各年度の量の見込み数に応じ、今後も継続して事業を実施していく。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。（主な担当課：健康推進課）

[単位：回]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要利用定員等総数）		696	690	680	669	658
②確保の内容		696	690	680	669	658
②－①		0	0	0	0	0

【確保内容】

各年度の量の見込み数に応じ、今後も継続して事業を実施していく。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(主な担当課：子ども支援課)

[単位：回]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		134	134	133	131	129
②確保の内容		134	134	133	131	129
②-①		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ①各年度の全妊産婦が対象となった場合も想定し、対応可能な状況を設定しておく。
なお、実際の支援については、乳幼児全戸訪問事業や母子保健事業において、特に支援が必要であると判断した家庭、児童虐待等の立場から要保護児童のいる家庭において特に支援が必要であると判断した家庭について支援をするものとする。
- ②支援の可否判定等については、母子保健部局及び児童福祉対応部局間で会議を開き判定するほか、支援内容や方法、スケジュール等を決定し、支援計画の作成を行なう。
- ③育児・家事支援等が必要な場合は、ファミリー・サポート・センター事業等とも連携し、支援を行なうものとする。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。（主な担当課：子ども支援課）

[単位：人日／年間]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		67	67	67	67	67
②確保の内容		67	67	67	67	67
②-①		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ①今後も継続して基本的には2施設（松本児童園・松本赤十字乳児院）への利用とし、各年度の量の見込み数に応じ、事業を実施していく。
- ②現在市内にはショートステイ受入施設はなく、松本市・塩尻市・安曇野市の3市が上記2施設と委託契約をおこなっているが、施設定員満員のため受入不可となった案件はない。）
- ③他市児童との関係上、満員が見込まれそうな場合については、県内の他の児童養護施設とも連携し、必要に応じ追加契約を行なうことも可能。（過去に案件あり）
- ④利用にあたっては世帯状況や家庭環境について十分把握し、必要に応じて他の子育て支援サービスとも連携をはかり、保護者及び児童への負担をできるだけ軽減できるよう配慮する。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。(主な担当課：子ども支援課)

[単位：人日]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		1,389	1,365	1,344	1,325	1,302
②確保の内容		1,389	1,365	1,344	1,325	1,302
②-①		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ①各年度の量の見込み数に応じ、今後も継続して事業を実施していく。
- ②実施要綱の見直しを行い、利用者負担の軽減等を考慮し、利用しやすい事業していく。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(主な担当課：子ども支援課)

[単位：人]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		851	847	826	816	813
②確保の内容		851	847	826	816	813
②-①		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ①各年度の量の見込み数に応じ、今後も継続して事業を実施していく

(9) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。(主な担当課：子ども支援課)

[幼稚園における在園児対象]

[単位：人日/年間]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		<u>792</u>	<u>778</u>	<u>750</u>	<u>742</u>	<u>749</u>
②確保の内容		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>612</u>	<u>612</u>	<u>612</u>
②-①		<u>-792</u>	<u>-778</u>	<u>-138</u>	<u>-130</u>	<u>-137</u>

[2号認定における定期利用]

[単位：人日/年間]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		<u>1,528</u>	<u>1,502</u>	<u>1,445</u>	<u>1,432</u>	<u>1,234</u>
②確保の内容		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1,234</u>	<u>1,223</u>	<u>1,234</u>
②-①		<u>-1,528</u>	<u>-1,502</u>	<u>-211</u>	<u>-209</u>	<u>-210</u>

[上記以外]

[単位：人日/年間]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		3,876	3,858	3,764	3,718	3,706
②確保の内容		3,876	3,858	3,764	3,718	3,706
②-①		0	0	0	0	0

【確保内容】

今後も8園＊による継続実施

平成26年度に三郷南部保育園で一時預かりを開始され、これにより市内の実施施設が8となり地域バランスの不均衡も解消された。このため、施策の方向としては、現在の実施保育園での実施を維持し、必要なニーズに対応できるよう保育士等の人的資源の確保に努めます。

＊実施園

アルプス保育園、豊科南部保育園、三郷南部保育園、西穂高保育園、北穂高保育園、堀金保育園、明科北保育園、細萱保育園（私立）

<対象者>

就学前の児童

（10）病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。（主な担当課：子ども支援課）

[単位：人日／年間]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		468	466	454	449	447
②確保の内容		<u>0</u>	<u>466</u>	<u>454</u>	<u>449</u>	<u>447</u>
②-①		<u>-468</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

【確保内容】

①当面は、~~ファミリー・サポート・センター事業の利用について負担を軽減し、利用が促進されるよう財政支援等を検討する。~~

②病院等への委託や市直営による専用施設での実施について検討を進める。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。(主な担当課：子ども支援課)

[単位：人日]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		396	380	381	374	367
②確保の内容		400	400	400	400	400
②-①						

○放課後児童クラブ [高学年]

[単位：人日]

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員等総数)		197	194	191	188	181
②確保の内容		200	200	200	200	200
②-①						

【確保内容】

低学年・高学年ともに、市内9児童館の定員内で実施可能であるため、各年度の量の見込み数に応じ、今後も事業を継続していく。

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業 <新規事業>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

（主な担当課：学校教育課・子ども支援課）

【確保内容】

私立幼稚園への就園奨励費の継続

（１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 <新規事業>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

（主な担当課：子ども支援課）

【確保内容】

随時審査し、運営を促進する

3 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、産休・育休明けの希望する時期（育児休業期間満了時＝1歳到達時）に保育を利用できる環境をできる限り整えていくことが求められます。

そのため市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待の防止対策として、専門性のある職員の配置、社会的養護施策との連携等体制の充実を図るほか、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援などを進めます。また、障がい児施策等についても、障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達と生活を支援していきます。

県が行う施策との連携や、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを促進するため、ワークライフバランスの広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組むほか、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

また、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第5章 施策の展開

基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり

出産に対する不安の解消とすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、産科・小児科医療体制の充実強化を促進するとともに、妊産婦の健康保持、安心な出産を支援します。

子どもの疾病予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠～出産期から継続した母子保健サービスの充実及び育児支援を推進します。また、育児不安の軽減や育児困難、虐待などに対する早期対応に努めるとともに、心身の健全な健康を育む正しい生活習慣・生活リズムの普及への取り組みを推進していきます。

(1) 安全な妊娠・出産への支援

【基本的認識】

- 妊娠時から出産、産後の時期は、大きな喜びと同時に不安や悩みも多様化し増大しています。特に、地域の産科医療の体制に対する不安感が増大しており、安心して出産ができるよう、母子保健サービスの提供と産科医療体制の確保が重要な課題となっています。
- 長期的な治療と多くの費用が必要とされる不妊治療に対する経済的支援を継続する必要があります。

【施策の方向】

- ① 地域の産科医療体制の確保
 - ・松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会等関係機関と連携し、安心して出産できるよう、地域の産科医療体制の確保を図ります。
- ② 母子保健サービスの充実
 - ・妊娠届出時に妊婦対象にアンケートを実施し、妊娠、出産、育児に関する不安等を把握し、必要な場合は妊婦訪問、相談等を実施し、安心して出産できるよう支援するとともに、出産後の育児支援を継続します。
- ③ 不妊治療の支援
 - ・不妊治療費の助成を継続します。

(2) 乳幼児と母親への健康支援

【基本的認識】

- 母子保健サービスにおける健康診査、訪問指導、健康不安についての相談や保健指導等の充実など、母と子の健康支援に努める必要があります。
- 経済的な困窮や長時間労働、働く母親の増加、家族数の減少、育児の孤立化などにより、母親同士や家族間のコミュニケーションが少なくなり、精神的なストレスが増大する傾向もみられることから、育児中の親同士の仲間づくりの促進や、地域での育児情報等の交流、育児に対する不安・悩みの軽減を図る必要があります。
- 核家族の増加にともない、育児の孤立化が進んでいることから、育児についての知識や技術の習得、体験する機会の提供、食に関する学習や情報提供、母親同士の交流機会などを充実する必要があります。
- 睡眠不足などによって生活リズムが乱れることが多くなっているほか、朝食抜きや間食、偏食など食生活の乱れにより、子どもの肥満、生活習慣病等の問題も生じており、乳幼児期からの生活習慣病の予防対策を図るため、好ましい食習慣や生活リズムの確立への支援、親の子育てに対する理解の促進、食に関する学習や情報の提供を充実する必要があります。
- 親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えるため、親自身の健康づくりへの支援も図る必要があります。
- 医療機関との連携を確保し、休日・夜間診療体制を継続する必要があります。

【施策の方向】

- ①母子の健康保持と育児支援
 - ・できるだけ早期の訪問を実施し、各家庭の状況に応じた指導に努めます。
 - ・里帰り出産へも訪問が行えるよう、他市町村への依頼を行います。
 - ・乳幼児健康診査の受診促進及び健診終了後の育児支援を進めます。
 - ・健康診査や育児相談、家庭訪問等により、育児支援を継続します。
 - ・育児の孤立化をなくすため、各種教室や相談の機会を通じて母親同士の交流機会を充実します。
- ②正しい生活習慣の習得
 - ・より良い子育てを普及させるとともに、親と子の正しい生活習慣の習得を促します。
 - ・乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を目指して、食育の充実を図ります。
- ③休日・夜間診療の確保
 - ・夜間急病センター、休日在宅当番医制、病院群輪番制による夜間休日診療の確保を図ります。

基本目標 2 子育てを支援する仕組みづくり

少子化対策の重要な柱として、保育サービスを充実し、家族が安心して暮らせる社会を目指します。

また、子育て世帯の経済的な安定は、就労と家庭生活の適切なバランスを確保するために重要な役割を果たすことから、経済的な支援の充実を図ります。

さらに、子どもに障害があっても、その子どもや家族が安心して安曇野市に住み、子どもの成長を見守ることができるよう、障害児支援の充実を図ります。

このほか、離婚等で増加傾向にあるひとり親家庭に対する支援や、虐待等により保護を必要とする子どもに対する支援の充実を図ります。

(1) 児童福祉サービスの充実

【基本的認識】

- 働く母親の増加により、保育に対する需要が増大しているとともに、長時間保育、一時預かり保育など、多様な保育サービスの確保が求められています。
- 児童クラブのニーズも拡大傾向にあり、受け入れ施設の充実が求められています。
- 保育園や幼稚園における生活指導や学習活動が、幼児期の人間形成に果たす役割はたいへん大きいことから、保育士や幼稚園教諭等関係職員の資質向上などによる保育・幼児教育内容の充実及び施設の整備・充実など環境の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

- ① 保育サービスの充実
 - ・ 乳児保育、長時間保育、障害児保育、一時預かり保育など、多様な保育ニーズに配慮した保育サービスの充実を図ります。
 - ・ 保育料の軽減について、検討を進めます。
 - ・ 児童館など関連施設の拡充とともに、児童館事業、ファミリーサポート事業の充実を図ります。
- ② 保育内容の充実
 - ・ 保育実践研修会等の参加を促進し、保育士の専門性・資質の向上を図ります。
 - ・ 保育サービス利用者に対する情報提供の充実を図ります。
 - ・ サービス利用者等からの苦情に対する、客観的かつ適切な対応体制の確立を進めます。
 - ・ 保育所地域活動事業（世代間交流事業、地域における異年齢児交流事業、子育て育児相談事業等）の充実、地域保育資源としての保育所の役割促進に努めます。
 - ・ 保育サービスの質についての公正かつ適切な評価制度の研究を進めます。

③ 就学前教育の充実

- ・ 小学校入学に向けた就学前教育の充実を図るため、幼稚園機能を備えた保育園を目指すとともに、就学前教育の充実に努めます。

④ 放課後児童クラブの充実

- ・ 放課後児童クラブ事業の拡充を図ります。
- ・ 放課後児童クラブにおける保育内容の充実を図ります。

⑤ 保育環境の向上

- ・ 保育園・幼稚園の施設及び設備の整備・充実を図ります。
- ・ 児童遊園など子どもの遊び場の充実を図ります。

(2) 経済的支援の充実

【基本的認識】

- 世界的な不況の影響もあり、地域経済はたいへん厳しい状況にあり、子育て世帯に対する経済的な支援を求める声が大きくなっています。
- 障害のある子どもをもつ世帯に対する経済的な支援も強く求められています。
- 子どもが十分な医療サービスを受けられるよう、医療費助成の充実が求められています。

【施策の方向】

① 子育て世帯に対する経済的な支援の充実

- ・ 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、手当等の支援を進めます。
- ・ 障害のある子どもをもつ世帯に対する経済的な支援を進めます。
- ・ 公立高校の授業料の無料化など、国等の政策と連携しながら、経済的な支援の充実を図ります。

② 医療費等の助成

- ・ 子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、医療費の助成を実施するとともに、対象年齢の拡大を行います。
- ・ 就学に係る負担の軽減を図ります。

③ 第3子保育料の無償化

(3) 障害児支援の充実

【基本的認識】

- 子どもの発育、発達面に不安を抱える世帯が少なくないことから、各種の健診や相談事業を通じて不安を解消するとともに、障害の早期発見・早期対応を図る必要があり、関係機関との連携による体制の強化が必要です。
- 市では、心身の障害のある子どもに対する訪問活動、相談事業を実施しており、育児不安などへの的確な対応も求められます。
- 近年は、発達障害や自閉症等の子どもが増加の傾向にあり、心身の障害とともに、保健・福祉・教育の連携した総合的な相談や支援体制の充実を図る必要があります。
- 障害のある子どもの増加に対応し、保育園や児童クラブにおける障害児の受け入れや特別支援教育の充実が求められるとともに、乳幼児期から学童期・青年期へのスムーズな移行のための一貫した支援が必要です。

【施策の方向】

- ① 障害の早期発見と的確な対応
 - ・発達障害や自閉症等も含め、子どもの発育・発達や障害に関する総合的な相談・指導を充実するとともに、円滑な支援につなげるための保健・福祉・教育の連携体制の強化を図ります。
- ② 障害のある子どもをもつ世帯への支援
 - ・障害等に対応したケア・マネジメント体制の確立を図ります。
 - ・障害者（児）関連の国・県の制度に基づく支援サービスの円滑な提供を図るとともに、これと連携した市としての支援サービスの充実に努めます。
 - ・障害のある子どもとその世帯が地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉機関、当事者団体やボランティア団体、地域等との連携によるきめの細かい支援の充実を図ります。
- ③ 障害のある子どもの保育・教育の充実
 - ・保育園や児童クラブにおける障害児への支援について、人材の確保・育成等、特別支援教育の充実を図ります。
- ④ 障害児関連施設の充実
 - ・障害のある子どもの入所施設や通所施設の運営支援を図るとともに、サービス内容の充実を促進します。

(4) ひとり親家庭への支援

【基本的認識】

- 離婚件数の増加もあり、ひとり親家庭は増加傾向にあります。
- 不況の長期化によって、母親の正規雇用が難しい状況となっており、経済的に厳しい環境にある母子家庭が少なくないものと推測されます。
- 父子家庭についても、父親が家事・育児などの家庭生活と仕事の両立を図ることは容易ではなく、何らかの生活支援が求められています。

【施策の方向】

- ① 母子家庭の自立支援
 - ・母子家庭の自立を支援するため、相談・指導の充実を図ります。
 - ・母子家庭の生活安定を図るため、経済的な支援制度の利用を促進します。
- ② 父子家庭への生活支援
 - ・父子家庭への生活支援を図るため、保育サービスの充実とともに、NPOや民間事業所による生活支援サービスの育成を図ります。

(5) 児童虐待への対応といじめ・不登校対策等の充実

【基本的認識】

- 核家族化が進行し、保護者にかかる育児負担は増加しています。また、周りに相談できる人が少なく、孤立する親が増えています。
- 子どもへの虐待は、成長・発達に悪影響を及ぼすことから、虐待の発生を予防できるよう、妊娠期からの長期的・継続的な家族への見守り、関係機関との連携により、虐待発生要因の早期発見、必要な支援の実施体制の整備が必要です。
- 不登校やいじめ、引きこもり※などで苦しむ児童・生徒もあり、学校や家庭、各関係機関との密接な連携による防止及び早期対応を図る必要があります。
- 虐待やいじめが子どもへの重大な人権侵害であることの認識を深めることが重要であり、全市民に向けた意識啓発が必要です。

【施策の方向】

- ① 児童虐待の予防と早期対応
 - ・関係機関や地域とともに、相談や見守り、カウンセリングなど、子どもの虐待の予防と早期対応に向けた取り組みの強化、子どもと親の心のケアの強化を図ります。

② 虐待防止に向けた市民意識の啓発

- ・子どもへの虐待が重大な人権侵害であることを深く認識するよう、市民意識の啓発に努めます。

③ 不登校やいじめ、引きこもりなどの予防と早期対応

- ・不登校やいじめ、引きこもりなどの問題が発生しないよう、また早期に解決できるよう、学校や家庭・各関係機関との連携強化を図るとともに、児童・生徒・保護者に対する相談・指導の充実、相談しやすい環境づくりを促進します。

基本目標 3 次代を担うたくましい人づくり

学校においては、社会生活を送るうえで必要な基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実を図り、自己を向上させる意欲を育てていきます。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

学校と家庭・地域が連携して教育力を発揮することは、子どもの成長に重要な役割を果たすことから、子どもの健全な成長を地域全体で見守り、支援する活動の展開を図ります。また、親育ちを促す家庭教育を充実するとともに、親子のふれあいを重視した取り組みを支援します。

さらに、地域においては、地域性豊かな教育が展開されるよう、自然体験や社会体験、生活体験などを、各地域の教育資源を活用しながら提供していくとともに、子どもが自らの意思で主体的に取り組める活動の機会づくりを進めます。

(1) 学校教育の充実

【基本的認識】

- 今後は、学校、特に学級担任や部活顧問と各家庭の連携による速やかで的確な対応が必要です。
- 学校と地域の連携による、特色ある学校教育の展開が求められており、地域の人材の活用や多様な体験学習機会の充実による、「生きる力」を持った児童・生徒の育成が望まれます。
- 基礎的な学力の向上にとどまらず、個性を生かす教育、心の豊かさを育む教育など、次代の安曇野市を担う人材育成を図る必要があります。
- インターネットや携帯電話の普及が進む中で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれることがないように、また、非行に走ることがないように、思春期の保健指導の充実を図り、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導を充実する必要があります。

【施策の方向】

- ① 豊かな学校教育の展開
 - ・ 地域性豊かな教育を展開するため、地域との連携、地域資源の活用による体験学習等の機会を充実します。
 - ・ 学校施設・設備の充実など教育環境の向上を図るとともに、教材の開発等により、学習内容の充実を図ります。
 - ・ 時代に対応した人材の育成を図るため、情報教育や国際化に対応した学習の充実を図ります。

② 思春期保健指導の充実

- ・ 思春期の保健指導の充実を図り、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導に努めます。
- ・ 思春期の心や体の相談、カウンセリング体制の整備を進めます。

(2) 家庭教育の充実と青少年の健全育成

【基本的認識】

- 核家族化及び少子化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。
- 子どもを取り巻く地域環境の変化は、地域のつながりの希薄化による地域の教育力の低下と、子ども同士の外遊びや地域でのふれあいの減少による子どもの人間関係の希薄化などをもたらしています。
- 子どもたちが、心身ともに調和がとれ、人間性豊かでたくましく成長するためには、学校だけでなく、公民館や図書館などでの活動や体験を通して豊かな情操を育むことが求められます。
- 地域の自然を生かした学習環境の整備が求められています。
- 子どもの権利条約は「18歳未満のすべての人の基本的人権を尊重する」を目的として1989年国連で採択され、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等が定められています。
- 育児放棄・虐待・いじめ・子どもの犯罪被害など、子どもの基本的人権が脅かされることが増えていることから、今後は、青少年の健全育成とともに、子どもの権利の保護についても地域で積極的に取り組むことが求められます。

【施策の方向】

① 家庭教育の充実

- ・ 保護者へのきめ細やかな家庭教育支援と地域全体で保護者を支えていく体制づくりを進めます。
- ・ 家庭教育に関する情報や学習機会の提供、地域での子育て支援者の養成などを行います。

② 家庭や地域の教育力の向上

- ・ 学校と家庭・地域が連携した子ども・青少年の健全育成活動の充実を促進します。
- ・ 放課後や休日等に、子どもたちが異年齢の友達と遊び、仲間づくりができる環境や世代間交流ができる環境の充実を促進します。
- ・ 地域の人材や自然等の資源を活かした学習環境の充実を促進します。
- ・ 子ども会などの子ども関係団体の活動を支援します。

③ 多様な学習の展開

- ・子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供を促進します。
- ・子どもたち自らが主体的に新たな課題を発見し、克服に向けて自主的に取り組める学習機会の充実を促進します。

④ 子どもの権利の保護

- ・子どもの権利に関する市民意識の啓発を図るとともに、人権を守るための相談や人権保護活動を進めます。

⑤ 有害な社会環境の浄化

- ・有害図書など自動販売機を設置させない運動や撤去に向けた活動、インターネットや携帯電話の正しい使い方の啓発を進めます。

基本目標４ 子育てを支える環境づくり

子どもを安心して産み育てるために、子どもを持つ家庭が子育てしやすい生活空間の確保を促進するとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。特に、子どもの安全については、地域ぐるみで子どもの命を守る活動の育成を図ります。

男性は仕事、女性は育児という考え方は、徐々に男女が協力して家庭を築き、子育てを担うべきだという意識に変化しつつあります。こうした意識が、母親に偏りがちな子育ての負担感を軽減し、健全な家庭づくりにつながることから、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを進めます。

さらに、事業所における就労環境の向上や産休・育休等の休暇制度の整備、休暇を取得しやすい環境づくりなどを促し、仕事と家庭・子育てが調和した豊かな生活の実現を図ります。

（１）子育てしやすいまちづくり

【基本的認識】

- 都市化の進展により、豊かな自然とふれあえる子どもの遊び場が失われつつあり、自然豊かな公園・遊び場の確保が求められています。
- 道路の整備、モータリゼーション※の進行により、交通事故危険か所が増えています。
- 子どもが犯罪に巻き込まれることが増えており、地域の見守り活動の強化や死角の解消が求められます。
- ベビーカーの利用など、子どもを連れて活動しやすいまちづくりは進んでいるとはいえ、ユニバーサルデザイン※の視点からも、子育てしやすい環境の創造が求められます。

【施策の方向】

- ① 子育てが快適なまちづくり
 - ・子どもが安全に楽しく遊べる自然豊かな遊び場の確保を進めます。
 - ・歩道の整備など、子どもを連れて活動しやすい環境の整備を進めます。
- ② 子どもの安全を守るまちづくり
 - ・子どもに対する交通安全教育や防犯教育の充実を図ります。
 - ・パトロール活動など、子どもを犯罪や交通事故から守る地域活動の充実を促進します。
 - ・子どもの防犯機器の普及や安全マップづくりの促進に努めます。

(2) 仕事と生活との調和

【基本的認識】

- 父親の長時間労働や働く母親の増加など、子育て世帯の生活バランスは大きく経済活動（就労活動）に偏重しており、家族でゆとりある家庭生活を楽しむという状況は持ちにくくなっています。
- 事業所における産休や育休などの制度整備は徐々に進みつつありますが、職場に迷惑をかける等の理由によって休暇取得を遠慮する意識が依然として強く、制度を有効に利用できる職場の環境や意識づくり、事業主の理解促進が求められます。
- 男女の固定的な役割意識については、若い世代を中心に、徐々に男女共同参画意識への変化が進みつつあり、今後も学習機会や情報の提供などを進めることが必要です。

【施策の方向】

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・ 仕事と生活の調和を目指す、「ワーク・ライフ・バランス」の社会全般への普及を目指して、市民意識の啓発を図ります。
 - ・ 男女がともに力をあわせて社会を構成していくべきだとする、男女共同参画意識の啓発を進めます。
- ② 就労環境の向上
 - ・ 産休制度や育児休暇制度など、事業所における就労条件の整備を促進するとともに、事業主や職場に対する子育てを応援する意識の啓発を進め、仕事と家事が両立できる職場づくり、就労環境の向上に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

○全市的な子ども・子育てネットワークの確立

行政と市民・事業所等が一体となって子ども・子育てに取り組むため、全市的なネットワークの確立を目指します。

○庁内外の連携に基づく体制の整備

関係する課では計画に基づき事業を推進し、事業の進行状況を毎年安曇野市子ども・子育て会議へ報告を行います。また、関連する事業について、連絡会議を設け、保健、福祉、教育分野の十分な連携を図ります。

また、組織間の連携ばかりでなく、事業実施の際の連携、事業ごとの連携など、目的や課題解決を効果的に行うための、さまざまな視点による連携の充実を図ります。

2 計画の進行管理

○ 安曇野市子ども・子育て会議において、本計画の実施状況を把握するとともに、点検、評価などを行います。

○ 本計画の実施状況を公表します。

○ その後の対策を実施するとともに、計画の見直しなどに反映させていきます。